

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業

優先交渉権者選定基準

令和 8 年 1 月

富山市

目 次

第 1 本書の位置づけ	1
第 2 事業者選定の概要	1
(1) 事業者の選定方式	1
(2) 事業者の選定方法	1
(3) 事業者選定の体制	1
第 3 審査の手順	2
(1) 参加資格審査	3
(2) 提案審査	3
(3) その他	4
第 4 優先交渉権者の決定	5

別紙 1 基礎項目審査の評価基準

別紙2 審査事項及び評価視点【一覧】

第1 本書の位置づけ

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業優先交渉権者選定基準(以下、「優先交渉権者選定基準」という。)は、富山市(以下、「本市」という。)が(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業(以下「本事業」という。)の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)の募集・選定を行うに際して応募を希望する者に配布する募集要項と一体のものである。

優先交渉権者選定基準は、優先交渉権者を決定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

(1) 事業者の選定方式

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、本市の要求するサービス水準との適合性、事業遂行能力や事業計画の妥当性、リスク負担能力等、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、優先交渉権者を決定するものとする。

(2) 事業者の選定方法

事業者の選定は、「参加資格審査」及び「提案審査」により行うものとする。

「参加資格審査」においては、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について本市が審査する。

「提案審査」においては、まず、提案内容等が基礎審査項目を満たしているか否かについて、本市が確認したうえで、「審査事項に係る評価」及び「提案価格に係る評価」を行う。

(3) 事業者選定の体制

「審査事項に係る評価」にあたっては、本市が設置した「(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 PFI 事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」の委員が応募者から提出された提案書類の審査を行い、その結果を本市に報告する。

本市は、選定委員会による審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者の決定までに選定委員会の委員に対し、本事業について、事業者の選定に關し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は、参加資格の取り消し、又は失格とする。

選定委員会の委員は、次のとおりである。

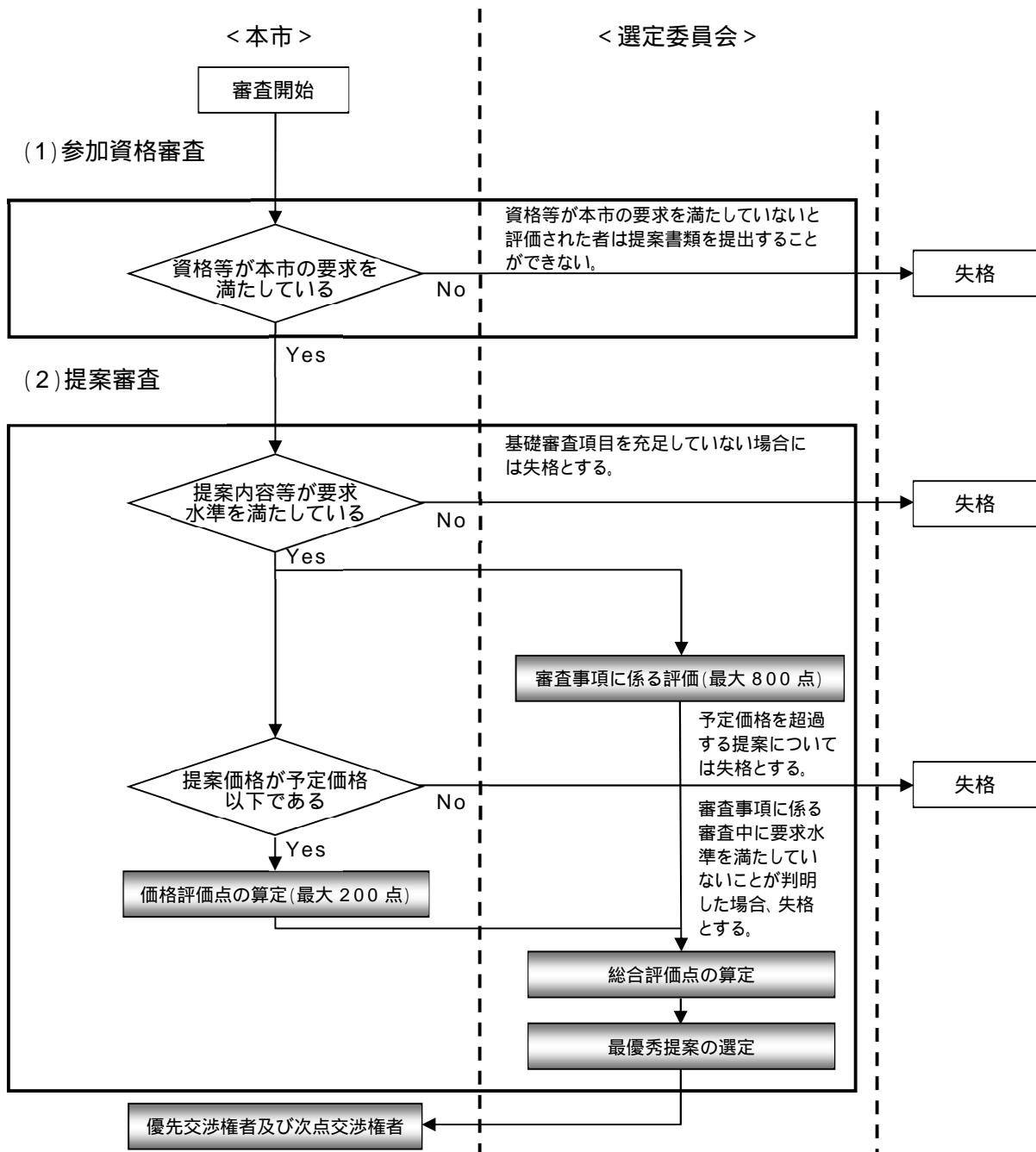
【選定委員会 委員】

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	酒井 秀紀	国立大学法人富山大学 理事・副学長
委員	藤田 公仁子	国立大学法人富山大学 名誉教授
委員	上田 祐正	富山商工会議所 専務理事
委員	竹内 大輔	富山県厚生部参事くすり振興課長
委員	西田 政司	富山市 副市長
委員	山本 貴俊	富山市 商工労働部長
委員	稻垣 博文	富山市 行政経営専門監(公認会計士)

第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



(1) 参加資格審査

本市は、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類に基づき、応募者が募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達事項があれば失格とする。

(2) 提案審査

提案書類の確認

提出された提案書類がすべて募集要項等の指定どおりに揃っているかを本市において確認する。

基礎項目審査

応募者から提出された提案書類について、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足しているかを本市において確認する。基礎審査項目を充足している場合は適格とし、基礎審査項目を1項目でも充足していない場合は失格とする。

提案価格の確認

応募者が提案書類に記載した提案価格が、本市が設定する予定価格(提案価格の上限価格)を超えていないかを本市において確認する。

提案価格が予定価格を超える場合は失格とする。なお、予定価格は 2,182,862,728 円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

また、設計及び改修・工事監理業務のサービスの対価、維持管理及び運営業務のサービスの対価の提案額が、それぞれ上限額を超える場合についても、同様に失格とする。なお、設計及び改修・工事監理業務のサービスの対価の上限額は、1,435,536,364円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。また、維持管理及び運営業務のサービスの対価の上限額は、747,326,364円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

審査事項に係る評価(審査事項評価点の算定)

基礎項目審査において適格とされた提案について、選定委員会において「審査事項に係る評価」を行う。審査事項に係る評価は、応募者の提案内容について、以下に示す審査事項について評価水準に応じて得点(加点)を付与する。ただし、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項については、評価の視点を満足している場合、内容点(10点)を加点する。

審査事項に係る評価点(以下、「審査事項評価点」という。)は、最高 800 点とし、その内訳は、「別紙2 審査事項及び評価視点【一覧】」に示す。また、評価にあたっては評価の視点毎に実現性、具体性及び検証可能性等に着目する。

審査事項評価点の計算にあたり、小数点以下がある場合は第 2 位を四捨五入するものとする。

なお、「審査事項に係る評価」の過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

審査事項	配点	備考
事業全般に関する事項	170	最大 800 点中 21.25%
施設整備に関する事項	210	" 26.25%
維持管理・運営業務に関する事項	300	" 37.50%
応募者独自の提案に関する事項	110	" 13.75%
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項	10	" 1.25%
合 計	800	

【加点比率の基準】

	評価水準	加点比率 (評価点 = 配点 × 加点比率)
A	各審査項目について特に優れている	100%
B	AとCの中間	75%
C	各審査項目について優れている	50%
D	CとEの中間	25%
E	各審査項目について優れている点はない	0%

提案価格に係る評価

「提案価格に係る評価」(最大 200 点)については、事業提案書に記載された提案価格で行うものとし、次式により価格評価点を算定する。価格評価点の計算にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入し、評価点の上限を 200 点とする。

なお、提案価格が予算限度額を超えていた場合は失格とする。

【価格評価点の算定式】

価格評価点 = 200 × (最低の提案価格 / 当該提案価格)

総合評価点の算定

「審査事項に係る評価」点と「提案価格に係る評価」点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最高点の提案書を、最優秀提案とする。

総合評価点 = 「審査事項に係る評価」点 + 「提案価格に係る評価」点
(最大 800 点) (最大 200 点)

(3) その他

審査事項に係る評価のうち、以下のいずれかの項目に該当する場合は最優秀提案として選定しない場合がある。

- 各審査項目について、1項目でも委員の過半がE評価となった場合
 - 審査事項に係る評価点が、最大点の半数となる400点に満たなかった場合

第4 優先交渉権者の決定

本市は、提案審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

優先交渉権者の決定にあたり、総合評価点が同点の場合は、「審査事項評価点」が最も高い者を優先交渉権者とする。さらに、「審査事項評価点」が同点の場合は、くじ引きを行い、優先交渉権者を決定する。

本市が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次順位以降の応募者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

別紙1 基礎項目審査の評価基準

基礎審査項目	審査基準	主な対応様式
全般に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案書類全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項の齟齬、矛盾がないこと。 提案書類全体について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)になっていること。 	提案書全般
事業計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 実現可能な事業工程となっているとともに、事業条件が満たされていること。 サービス対価の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること。 事業者に義務づけている保険が付保され、必要な費用が収支計画に算入されていること。 収支計画全体の計算に重大な誤り等がないこと。 各種収入・発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと。 年度ごとの資金不足がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案書(事業計画全般に関する事項、事業収支等提案書類、提案価格等提案書類、事業スケジュール)
施設整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案書類の各様式に記載を求めた提案の内容が、要求水準を満たしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案書(施設整備に関する事項、計画図面等提案書類) 基礎審査項目チェックシート
維持管理・運営業務に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> 提案書(維持管理・運営業務に関する事項) 基礎審査項目チェックシート
応募者独自の提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 自主事業実施に当たっての基本的考え方について、本事業の趣旨、目的を踏まえていること。 	提案書(応募者独自の提案に関する事項)

別紙2 審査事項及び評価視点【一覧】

1. 事業計画に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	主な対応様式
(1) 本事業への基本的な考え方	・本事業の基本理念・基本方針等を踏まえ、事業者のノウハウを生かした独創的で独自性のあるコンセプト・テーマの提案となっているか。	75	事業計画に関する事項、事業収支表等
(2) 事業実施体制	・各社の明確な役割分担及び責任分担等が示され、長期に渡る事業期間を通じてサービスが維持・向上できる事業実施体制の提案がなされているか。 ・事業の継続性に資するセルフモニタリング等の提案がなされているか。	30	
(3) 資金・収支計画	・資金計画の安定化方策・事業の安定性確保のための独自提案があるか。 ・利用者需要予測・利用料金等収支計画が妥当なものとなっているか。	40	
(4) リスク管理	・各段階のリスクについて適切に認識し、当該リスクに対する責任体制や対応策について具体的かつ効果的に提案されているか。 ・事業継続に資するバックアップ体制、参画企業のモチベーション維持等の方策の提案がなされているか。	15	
(5) 経済価値・社会価値・環境価値	・本事業の業務全体における経済価値・社会価値・環境価値に配慮した対応について具体的かつ効果的に提案されているか。	10	
小計		170	21.25%

評価の視点毎に実現性、具体性及び検証可能性等に着目する。以下同様とする。

2. 施設整備に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	主な対応様式
(1)施設整備全般	<ul style="list-style-type: none"> 適切に工程スケジュールが管理され、施工の安全性及び品質を保ち、トータルコスト縮減を図る創意工夫のある施工計画の提案がなされているか。 運営及び維持管理等に配慮しながらも、集客性、発信力、体験価値の高さに配慮した独創的な空間デザインがなされているか。 	30	
(2)改修計画	<ul style="list-style-type: none"> 入館者等の動線やセキュリティ計画を考慮した設計になっているか。 ユニバーサルデザイン及び利便性への配慮がなされているか。 展示物の配置・内容等を想定した適切な内部改修計画の提案がなされているか。 小さな子にも「富山のくすり」に関心を持ってもらえるような提案がなされているか。 	50	
(3)展示・体験プログラムの計画	<p>楽しみながら学べ、何度も楽しめる工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルコンテンツ技術を活用した体験型の展示を重視し、五感を使って楽しく学べる提案がなされているか。 ストーリー性を持たせた展示計画の工夫があるか。 展示内容の入れ替えを前提とし、多様な展示の受入が可能な計画の提案がなされているか。 	65	施設整備に関する事項、計画図面、事業スケジュール等
	<p>集客力を高める工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示・体験、交流・サービス及び未来創造の各機能に係る要求水準を充足し、強力な集客が見込めるエンタメ性、話題性のある近未来的な体験が提案されているか。 富山のくすり文化と最先端技術が融合し、没入感に浸ることのできる展示となっているか。 	65	
小計		210	26.25%

3. 維持管理・運営業務に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	主な対応様式
(1) 維持管理・運営業務全般	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の機能及び性能等を常時最適な状態に保ち、施設利用者が安全かつ快適に利用できるとともに、運営業務に支障をきたさないようにするため、具体的かつ有効性の高い提案になっているか。 事業コンセプトを踏まえた業務方針が示されているか。 充実した事業活動と利用者満足度の高い運営が持続的に行える運営体制となっているか。 	30	維持管理・運営業務に関する事項等
(2) 開業準備業務	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の円滑な運営実施に向けた各種準備業務や利用規約作成業務が行われる具体的かつ効果的な提案がされているか。 	15	
(3) 総合管理業務 (案内・利用受付・料金収受等)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への案内や利用受付が円滑に行われるよう、分かりやすく質の高い対応体制となっているか。 事業者のノウハウを生かし、施設の利用促進に向けた広報・周知が適切に行われるよう、効果的な発信方法や実施体制が提案されているか。 	15	
(4) 展示事業・催事事業に関する運営業務	<ul style="list-style-type: none"> 学習効果をより高める工夫 体験学習展示又はプログラムを積極的に組み込み、幅広い利用者層の学習効果を高める提案となっているか。 初年度の企画展示開催計画及び次年度の企画展示開催の考え方について提案がなされているか。 	50	運営業務に関する事項、事業収支表等
	<ul style="list-style-type: none"> 楽しく学べる工夫 利用者の没入感を補助するような利用案内、インターフェーション又はアシンドを想定した提案となっているか。 「くすりの語り部」との連携を想定した魅力的な提案があるか。 	45	
	<ul style="list-style-type: none"> 集客力を高める工夫 利用者のリピート率を高めるような運営上の工夫があるか。 展示プログラムやコンテンツの定期的な更新等により、高い集客性が継続されるような提案がされているか。 	45	
	<ul style="list-style-type: none"> 催事等事業の工夫 双方向性やエンターテイメント性を持たせた魅力的な運営の提案となっているか。 幅広い層の人々が参加できる体験学習プログラム・イベントが提案されているか。 	40	
(5) 薬業関連施設の案内・誘導に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の薬業関連施設(売薬資料館、富山やくせん認定店、くすりから派生した関連産業に関する施設等)との相乗効果や未来創造につながる効果が生み出せるよう、具体的かつ有効性の高い提案となっているか。 	30	
(6) 産官学民連携に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> イベント(催事事業)や薬業人材育成など、産官学民連携による事業展開を行うための連携企画を積極的に展開することを想定した提案となっているか。 	30	
小計		300	37.50%

地域経済への貢献に関する項目:(5)

4. 応募者独自の提案に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	主な対応様式
(1)新たな価値や魅力の創出	<ul style="list-style-type: none"> 富山のくすりを端緒とし、いのち・健康等をテーマとした、独自性・話題性を備えた未来志向の提案であり、その内容が施設の魅力や体験価値の向上につながるものとなっているか。 富山駅北エリアを起点とする賑わい創出に寄与する取り組みについて、積極的に提案されているか。 	20	応募者独自の提案に関する事項
(2)自主事業	<ul style="list-style-type: none"> 物販スペース運営業務について、本施設以外の土産品との差別化を図った魅力的な提案となっているか。 施設の安定的な運営と集客性の確保、魅力向上に資する事業が可能となる取り組みが積極的に提案されているか。 	20	
(3)収益性向上の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 収益性向上に資する具体的な取り組みが積極的に提案されているか。 提案時に想定した事業収益等を上回った場合、本市の市民への還元等の提案がなされているか。また、その内容が魅力的な提案となっているか。 	35	
(4)地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の活用、地元雇用の創出、地域資源の活用が積極的になされているか。 	35	
小計		110	13.75%

地域経済への貢献に関する項目:(1)、(2)及び(4)

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

評価項目	評価の視点	配点	主な対応様式
(1)関係法令に基づく認定	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業が、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、関係法令に基づく以下のいずれかの認定等を受けている場合に加点を行う。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等: プラチナえるぼし、えるぼし 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等: プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん、 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定: ユースエール認定企業 	10	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項
小計			10 1.25%